



ふくしま

2016・No. 80

# くらしの情報

秋

号

**平成28年12月から洗濯表示が変わります。**



平成27年3月31日に衣料品の取扱い表示に関する繊維製品品質表示規程が改正され、平成28年12月1日から施行されます。

この改正により、繊維製品の取扱いに関する記号の種類が22種類から41種類に増え、よりきめ細かい情報が提供されるようになります！

新しい「取扱い表示記号」は国際規格の表示記号と同じ記号を用いています。国内外で表示が統一されることによって、消費者にとっては衣類などを購入する際の利便性が高まると期待されています。



## 新しい「取扱い表示」のポイント

◆ **記号のデザインが新しくなります。**

★ 基本の記号に、線「—」や点「・」などの付加記号や数字を組み合わせることで表します。

◆ **記号の種類が増えます。**

★ これまでの「JIS（日本工業規格）取扱い絵表示」になかった記号が追加されて、より細かい表示に変わります。

◆ **表示は取扱い方の上限を表しています。**

表示よりも強い作用や高い温度での洗濯やアイロン掛けは、衣類にダメージを与える可能性があります。

★ ◆ **参考情報が簡単な用語で付記される場合があります。**

記号だけでは伝えられない参考情報は、簡単な言葉で記号の近くに記載される場合があります。



「取扱い表示」が記載されていない記号の処理をおこなってもよいのですか？

記号は省略されることがあります。禁止の記載がなければ、省略された記号の処理を行うことができると解釈できます。



**もっと詳しく知りたい方は経済産業省や消費者庁のホームページをご覧ください。**



ご存知ですか？

## 電気通信事業法が改正されました。



～光回線やスマートフォン等の契約書面はしっかり確認しましょう！～

電気通信事業法が改正され、消費者保護ルールが充実、強化されました。

具体的には契約後の書面の交付義務、初期契約解除制度、不実告知等の禁止、勧誘継続行為の禁止、代理店に対する指導等の措置義務が新たに導入されました。

### 最近の相談事例

#### -改正電気通信事業-

Q 電話会社の代理店を名乗る人から「インターネットを光回線にしませんか」と電話があり、説明を聞いたのですが、内容がよくわかりませんでした。後日、事業者から届いたはがきを見ると、光回線でインターネット接続回線契約をしたことになっていました。クーリング・オフはできますか？

A 平成28年5月21日から改正電気通信事業法が施行され、初期契約解除制度が新たに導入されました。これは、一定の範囲の電気通信サービスの契約について、契約書面を受け取った日を含め8日以内であれば、契約を解除できる制度です。いわゆるクーリング・オフに似た制度で、はがき等の書面を事業者に対して送付することによって契約解除ができます。

#### -利殖商法-

Q 知人に「良い投資がある」と話を持ちかけられました。短期間に高額の配当を受け取ることができ、リスクもないそうです。投資の仕組みはよく分からなかったのですが、「キャンペーン中なので借金してでも始めた方がよい」と勧められています。信用しても大丈夫なのでしょうか。

A 「必ずもうかる」「絶対に値上がりする」等のうまい話はありません。

また、リスクのない投資はほとんどありません。取引の内容や仕組みを理解できない場合は、契約しないことが重要です。親しい友人や知人からの誘いは断りにくいものですが、断る勇気も大切です。



#### -利殖商法二次被害-

Q 国内の先物取引で損をしたことがあります。「弁護士事務所」と名乗るところから電話が来て、損失金額を答えたところ「被害を取り戻せる」と言われました。本当でしょうか。

A 被害を被った消費者に「被害を回復する」と勧誘する、いわゆる被害回復型詐欺の手口と考えられます。弁護士事務所などを名乗り、あたかも実在しそうな協会や支援団体を紹介して信頼できそうな印象を与えて勧誘する場合がありますので注意が必要です。



ひとりで悩まず相談してください。【相談受付時間】月～金 9:00～18:30

第4日曜 9:00～16:30

福島県消費生活センター(消費生活課)024-521-0999

# 食の安全・安心アカデミーシンポジウム

～入場無料！事前予約必要！～

## 会 場

11月5日(土) 13:00～16:00

郡山会場 ホテルハマツ

11月12日(土) 13:00～16:00

いわき会場 スパリゾートハワイアンズ

## プログラム

第1部 基調講演 高村昇

「放射線被ばくと健康影響について：  
過去の事例から考える」

第2部 パネルディスカッション

※俳優の**辰巳琢郎**さんがゲストで  
出演します。

～お申込み、お問い合わせはこちら！～

会社名 福島民報社広告局「食の安全安心シンポ」係

電話番号 024-531-4161 (月～金 9:00～17:00)

## 消費者力養成講座 受講生募集！

福島県では「消費者力養成講座」を開講いたします。「損害保険」や「ジェネリック医薬品とサプリメント」「契約に関する知識」など、役に立つ情報を一緒に学びませんか？**受講料は無料**、お気軽にご参加ください！

いわき会場：いわき市生涯学習プラザ

日 時・・・10月2日から2月5日まで全10回（日曜日）開催いたします！

10:00～12:00まで

申込方法・・・FAXまたはお電話で氏名、住所、連絡先、年代、性別をご連絡ください。

申 込 先・・・一般社団法人 消費者力開発協会

電話(FAX 兼用)・・・03-3616-7506

携帯・・・090-4020-3200



郡山会場：イトーヨーカドー郡山店4階

日 時・・・10月1日から2月4日まで

全10回（土曜日）開催いたします！

10:15～12:15まで

申込方法・・・お電話で

氏名、住所、連絡先、年代、性別を  
ご連絡ください。

申 込 先・・・ヨークカルチャーセンター郡山

電話・・・024-939-0331

福島会場：イトーヨーカドー福島店3階

日 時・・・10月1日から2月4日まで

全10回（土曜日）開催いたします！

14:30～16:30まで

申込方法・・・お電話で

氏名、住所、連絡先、年代、性別を  
ご連絡ください。

申 込 先・・・ヨークカルチャーセンター福島

電話・・・024-533-9511

詳しい内容は福島県のホームページをご覧ください！

【福島県消費者教育】で検索！！

## 自家消費野菜等の放射能検査について

**県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。**

詳しくは、各市町村役場 担当課へお問い合わせください。

県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

【申込み・問い合わせ先】 電話予約制

県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397  
〒960-8043 福島市中町8-2 (自治会館) 1階  
※受付時間 月曜～金曜 9:00～12:00、13:00～17:00



- ・県消費生活センターでは、非破壊式測定器による食品等の放射能検査を実施しています。  
※従来の機器での測定も可能ですが、非破壊式測定器では細かく切り刻む手間がなく、検査した食品を料理に使うことが可能です。
- ・検査対象品目は、「自家消費野菜」「山菜・キノコ」「飲用井戸水等」「自家消費野菜等の栽培土壌」です。
- ・販売を目的とする食品、流通している食品は対象外です。
- ・検査は **1回につき2食品**までです。

また、検査は**無料**です。

～詳しくは、上記の受付専用電話にお問い合わせください～



## ～消費生活無料法律相談・生活再建等相談～

借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、

**【弁護士・司法書士による法律相談】**

**【ファイナンシャルプランナー(FP)による生活再建等相談】**を定期的実施しています。相談の日時や方法など、詳しくは、下記までお問い合わせください。

【相談場所】

県消費生活センター 福島市中町8番2号 (自治会館 1階)

県中地方振興局 郡山市虎丸町7番7号 (郡山市労働福祉会館)

県南地方振興局 白河市昭和町269番地 (県白河合同庁舎)

会津地方振興局 会津若松市追手町7番5号 (県会津若松合同庁舎)

**【問い合わせ】 県消費生活センター(相談専用電話) 024-521-0999**

毎月**第4日曜日**に電話での  
消費生活相談を始めました!

◆受付時間…**9:00～16:30**

◆電話番号…**024-521-0999**



## ～屋外で遊ぶスマートフォン向けゲームについて～

ゲームで遊んでいる際に起こったとみられる事故やトラブルが国内外で発生しています。注意して遊みましょう。

1. 「ながらスマホ」は危険です!
2. 危険な場所に立ち入らない!
3. 急に立ち止まるのは危険です!

